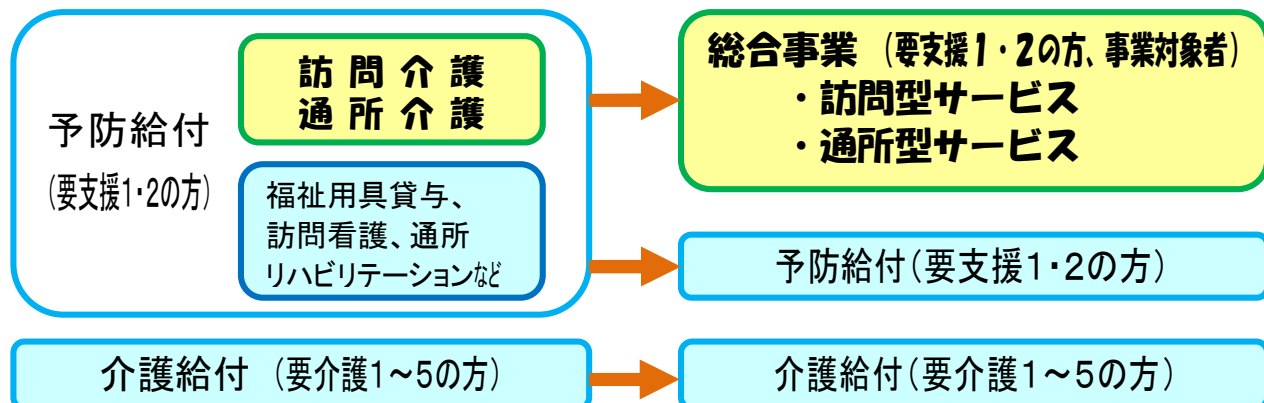




総合事業の特徴



ホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）とデイサービス（介護予防通所介護）が総合事業に移行しています。



- 予防給付（要支援の方に対するサービス）のうち、ホームヘルプサービスとデイサービスを総合事業に移行して、町の事業（サービス）として実施しています。
- また、これらの事業以外に、町独自の基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施しています。



家庭や地域の中で、生きがいや役割を持って暮らせよう！居場所と出番をつくっていくことを大切にします。



身体機能を回復させるだけでなく、家庭や地域の中で、生きがいや役割を持って暮らせるような居場所と出番をつくっていくことを大切にします。

- ⇒ 地域においてリハビリテーション専門職を活かした**自立支援の取組みを推進**
- ・「心身機能」だけでなく「参加」、「活動」の視野を介護予防に取り入れることで、**高齢者が地域や社会の中での役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することをめざします。**



サービス利用の手続きについて



- 総合事業の訪問型サービスや通所型サービスのみを利用する方は、基本チェックリストに基づく判定を受けるだけでサービスを利用することができます。
- 事業対象者になった後や、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを利用始めた後も、必要なときは要介護認定の申請が可能です。
- 現在「要支援1・2の認定」を受けている方は、要支援認定の有効期限が満了となる方から順次、総合事業へ切り替わっていきます。



総合事業のサービス一覧



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス R6.4.1～改訂版

	内容	料金	利用者負担
訪問型サービス（現行相当）	従来の介護予防訪問介護と同様のサービスです。訪問介護員等による身体介護や生活援助のサービスを提供します。	1回につき 1,630円～2,870円 + 加算 など	介護保険の利用者負担割合によります。 (1割～3割)
訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	生活援助のサービスを提供します。	1回につき 1,760円～2,300円	

通所型サービス R6.4.1～改訂版

	内容	料金	利用者負担
通所型サービス（現行相当）	従来の介護保険通所介護と同様のサービスです。日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等を行います。	1回につき 4,630円～4,470円 + 加算 など	介護保険の利用者負担割合によります。 (1割～3割)
通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	簡単な体操、レクリエーション等を行います。 (2時間以上)	1回につき 3,490円～3,580円	
通所型サービスB（住民主体による通いの場）	交流を目的に、簡単な体操やレクリエーション等を行います。	カフェの日 100円 ランチの日 300円 (第3金曜日) ※ランチは要申込	
通所型サービスC いきいき元気教室 (短期集中サービス)	リハビリ職、保健・医療の専門職が、運動器機能向上、認知機能の低下予防、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防・うつ予防の指導が必要な方に、複合プログラムによる支援を行います。3ヶ月間週1回サービスを提供します。(2時間)	1回につき 3,500円	1回につき 350円



介護保険法での定義をあらためて確認し、適切に介護保険を使って、介護予防に取り組みましょう。



○第1条（目的）

（要介護者が）尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

○第4条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする。